

現場代理人の常駐義務の緩和について

当企業団が発注する建設工事に係る現場代理人の兼務については、平成24年1月4日から特例措置を講じていましたが、令和4年4月1日から、その条件を下記のとおり改正します。

記

1 対象工事

当企業団が発注する建設工事について、以下の全ての条件を満たす2件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとする。

- (1) 入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」旨の記載があること。
- (2) この緩和措置により、2件の工事を兼務している現場代理人は、専任の監理技術者又は専任の主任技術者と兼務できない。

2 手続きについて

- (1) 現場代理人を兼務させようとするときは、契約締結時に契約担当課へ「現場代理人兼務届」を提出する。
- (2) 現場代理人を兼務させる場合、現場代理人が不在となるときに工事現場の運営・安全管理等を行う「連絡員」を滞在させるとともに、現場代理人兼務届」にその連絡員の氏名を記入すること。
- (3) 「現場代理人兼務届」を受理後であっても、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合には、兼務の解除等を求めることができるものとする。
- (4) 現場代理人と配置技術者（監理技術者又は主任技術者）が兼務している場合、又は兼務しようとする場合にあつては、配置技術者の専任が求められない場合において現場代理人の兼務を可能とする。

3 適用月日

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から実施する。

なお、兼務させる一方の工事が適用日以前の工事であっても、条件を満たせば適用可とする。

4 経過措置

令和4年3月31日までに入札公告又は指名通知する（した）建設工事については、従前のとおりとし、既に契約締結済みの工事については適用しない。